

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 5月24日、チリ保健省は新型コロナウイルス感染防止のための追加措置を以下のとおり発表しました。

（1）段階的規制緩和計画の変更は以下のとおり。

- 第3段階（準備期）へ移行（5月27日5時より）
バルパライソ州ジャイジャイ市
アラウカニア州メリペウコ市
- 第3段階（準備期）へ後退（5月27日5時より）
アイセン州ラゴ・ベルデ市
- 第2段階（移行期）へ移行（5月27日5時より）
リベルタドル・ヘネラル・ベルナルド・オイギンス州パレドネス市、ナンカグア市
マウレ州クリコ市
アラウカニア州ビルクン市、カラウエ市
- 第2段階（移行期）へ後退（5月27日5時より）
アントファガスタ州マリア・エレナ市
コキンボ州ラ・イグエラ市
ビオビオ州レブ市
ロス・ラゴス州プケルドン市、ケイレン市、クラゴ・デ・ベレス市、プエルト・オクタイ市、ウアラウエ市
- 第1段階（義務的自宅待機）へ後退（5月27日5時より）
バルパライソ州カルタヘナ市
マウレ州イエルバス・ブエナス市、サン・ラファエル市、ウアラニェ市、リカンテン市、マウレ市
ロス・リオス州パイジャコ市、フトウロノ市
アイセン州アイセン市

（2）5月26日から新型コロナワクチン2回目接種から14日を経過した人向けにデジタル移動パス（Pase de movilidad）を交付する。専用サイト（www.mevacuano.gob.cl）にメールアドレスとパスワードの組み合わせ、若しくはClave Unicaでログインすると取得することが可能。

デジタル移動パスの効果等は以下のとおり。

- 第1段階（義務的自宅待機）及び第2段階（移行期）における外出が可能。ただし、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、集会（人数）の制限、

夜間外出禁止令といった Paso a Paso の段階毎に定められている従来の規則は守らなければならない。また、このパスは就労のための移動の許可証代わりにはならない。

- 第 2 段階（移行期）における州間移動が可能となる。
- 18 歳未満の者は、同パスを所持する親権者又は後見人が同行している場合のみ権利を享有できる。
- 診療所やワクチン接種会場にて印刷されたパスを要求することも可能。70 歳以上の者はワクチン接種カード（Yomevacuno カード）とカルネの提示で代替が可能となる。

（3）2021 年 5 月末までの国境閉鎖措置を更に 6 月 15 日まで延長する（2020 年 11 月 23 日よりサンティアゴ国際空港（SCL）でのみ例外的に国境を開放（再開）しておりましたが、同空港においても引き続き入国できない状況が継続されます）。

2 5 月 24 日時点で、チリ国内では 1, 335, 261 名（死亡者 28, 548 名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。